

篠原地域ケアプラザ 施設利用のてびき

令和6年4月現在

団体登録について	1
団体更新について	4
予約について	5
予約手順	5
予約解禁日の基本的な考え方	6
コマ数の考え方(部屋の枠数)	7
夜間施設利用について	8
各部屋のご案内	9
当日の部屋利用について	11
利用上の注意	12



団体登録について

地域ケアプラザを2回以上利用する場合、
団体登録を行うと利用までの手続きがスムーズにできます。
団体登録には、下記の手順にてご登録いただく必要がございます。

① 登録申込書の記入・提出。

ご登録時に活動内容が分かるもの(チラシやパンフレットなど)がございましたら、
お持ちください。

② ケアプラザにて内容確認

原則、提出から8日以内に登録の可否のご連絡をいたします。

③ 窓口にて登録書を受け取り

団体の登録区分がⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに分かれます。
詳しい内容はP.2参照下さい。
受け取り以降から貸館予約ができます。

登録時の注意点

- ・ 団体構成人数は5人以上です。
- ・ 代表者、団体の名称、連絡先、解散等に変更が生じた場合は、「登録内容変更届」の提出が必要になります。
- ・ 登録書は「3年間」有効になります。
- ・ 更新の手続きがございます。詳しくは4ページをご参照ください。

団体区分	定義
団体Ⅰ (福祉保健活動団体)	活動そのものが『地域のため』、または『他者のため』になる団体で、主にボランティアグループ等。 福祉保健に関わる当事者やそれを支える活動団体。
団体Ⅱ ※2 (福祉保健協力団体)	福祉保健活動(ボランティア活動)を視野にいれた趣味的活動等の団体。
団体Ⅲ (目的外使用団体)	福祉保健目的以外の団体。(有料 ※1) (例)マンション管理組合の定例会、 地域に開放されず、限定された会員のみで構成される趣味的活動団体等。
団体Ⅳ (法人(福祉保健目的))	ケアプラザ利用する目的そのものが『地域のため』または『他者のため』に直結し、 福祉保健活動の担い手として活動する法人。 ※3
団体Ⅴ (法人(福祉保健以外))	福祉保健目的以外(Ⅳに区分されない)の法人。(有料 ※1)

※1 料金価格表		
利用時間	平日・土曜	日曜・祝日
午前 (9時～12時)	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール(100㎡) 1,380円(税込) ・その他の部屋(30㎡) 420円(税込) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール(100㎡) 1,380円(税込) ・その他の部屋(30㎡) 420円(税込)
午後1(12時～15時)		
午後2(15時～18時)		<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール(100㎡) 920円(税込) ・その他の部屋(30㎡) 280円(税込)
夜間(18時～21時)		—

※2 団体Ⅱに関しては、4月から3月(年度内)までの福祉保健活動記録(年2回以上のボランティア活動記録)を5月(次年度)までに提出する必要があります。3月頃に用紙をお送りいたします。なお、登録期間が6か月未満の場合、年間1回以上のボランティア活動を報告していただくことになります。

※3 団体Ⅰ、Ⅱ、Ⅳは福祉・保健活動目的の部屋利用であれば無料となります。

※ 地域住民向けの団体Ⅰと同様の活動が該当。要お問合せ。

団体更新について

継続してご利用する場合、期日内までに更新をお願いします。

更新の手続きは、更新期限の「1か月前 ※」より更新書類をお渡しします。

ご記入の際は、登録書両面の記入をお願いします。

更新いただくと、登録番号は継続してご使用できます。

なお、更新手続きが無い場合は、抹消となりますのでご注意ください。

活動継続が困難と思われる場合は、ケアプラザにご相談ください。

※期限が2月29日の場合、1月1日からの更新になります。

予約について

利用したい場合、事前に予約いただく必要がございます。

下記の手順にてご予約をお願いします。

また、団体区分ごとに利用可能枠の上限と予約解禁日がございます。

当日のご利用につきましては、原則お受けできません。

区分	予約解禁日	枠上限数
I	3ヵ月前	3枠
II	2ヵ月前	2枠
III	1ヵ月前	2枠
IV	21日前	上限なし
V	14日前	上限なし

予約手順

① 電話または来館での仮予約

電話または窓口にて9時より申込みを受付けます。

電話の場合は、仮予約した日から「8日以内」に利用申込書を提出いただいて、正式な予約となります。

備品の利用も、申込の際にお知らせください。

※期日内に申込手続きが無い場合、自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

※来館の場合は、仮予約なしでご登録いただけます。

※夜間利用の際は、8ページをご参照ください。

② 本予約

来館にて「利用申込書」を記入・提出していただきます。

※利用日時の変更の際は、再度利用申込書の記入をお願いします。

※仮予約と来館での予約のタイミングが重なった場合には、来館を優先

させていただきます。また、予約での来館が重なった場合は抽選とします。

※夜間利用の際は、8ページをご参照ください。

・自由予約について

予約日から起算して30日以内の利用については、回数制限なくご利用いただけます。

また、自由予約の可能な範囲内での利用は、利用コマ数上限に含めないものとします。

予約解禁日の基本的な考え方

例) 4月1日に予約する場合

	4/1	5/1	6/1	7/1
I 区分	3ヵ月先の「7/1まで」予約可能 ※上限3枠まで			
II 区分	2ヵ月先の「6/1まで」予約可能 ※上限2枠まで		利用不可	
III 区分	1ヶ月先の「5/1まで」 予約可能※上限2枠まで	利用不可		利用不可
IV 区分	21日先の「4/21まで」 予約可能	利用不可		利用不可
V 区分	14日先の「4/14まで」 予約可能	利用不可		利用不可

※予約日から起算し30日以内の利用について、回数制限はありません。

コマ数の考え方(部屋の枠数)

部屋/時間	午前 (9:00-12:00)	午後 1 (12:00-15:00)	午後 2 (15:00-18:00)	夜間 (18:00-21:00)
多目的ホール	1コマ	1コマ ★		
調理室				
地域ケアルーム				
ボランティア コーナー	1コマ ●			1コマ

★ 多目的と調理室の同時利用の場合

● 同部屋を連続して利用する場合、1コマの利用とします。

夜間施設利用について

今年度から夜間の予約が一部変更します。

団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・未登録団体は、「1日(予約解禁日)から9日」までに要予約ください。
ただし、枠の取り方は今までと変わらないので制限がございます。

全団体(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・未登録団体)は、「10日から12日」まで、枠上限なく予約(自由予約)ができます。

前月20日ごろに、夜間休館日の予定をホームページ(右のQRコードから閲覧できます)やカレンダー掲示にて、お知らせしますのでご確認ください。



下記手順よりご予約ください。

① 夜間利用予約用紙にて仮予約

前月1日から9日までに、電話または来館にて仮予約してください。

※枠の上限がございますので、ご注意ください。

※前月10日以降の自由予約も同様の手順をお願いします。

※期日内に申込手続きが無い場合、自動キャンセルとなりますのでご注意ください。

② 本予約

来館にて「利用申込書」を記入・提出していただきます。

※仮予約と来館での予約のタイミングが重なった場合には、来館を優先させていただきます。また、予約での来館が重なった場合は抽選とします。

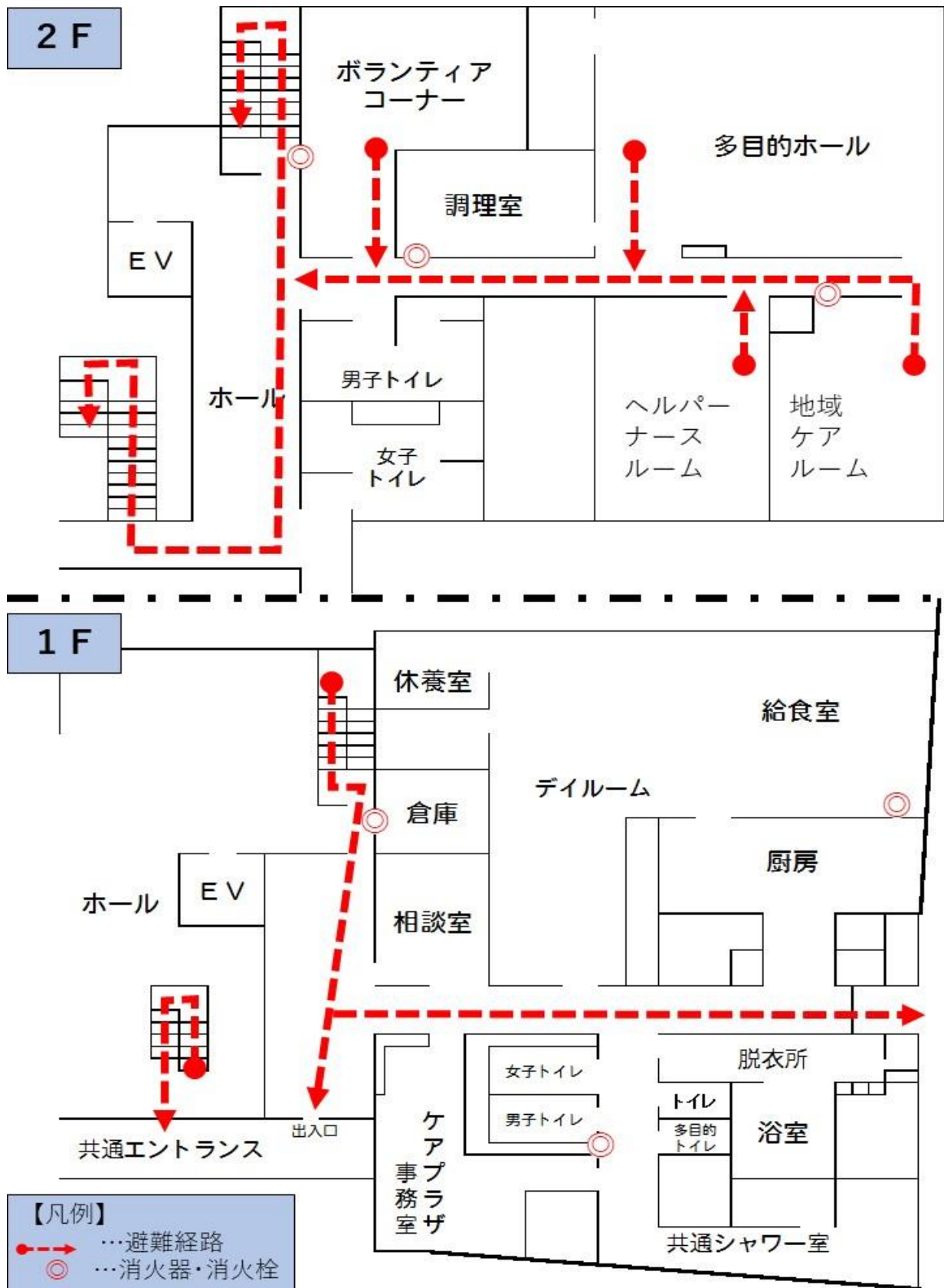
予約の流れ						
1	2	3	4	5	6	7
予約受付期間(枠制限あり) 9日まで						
8	9	10	11	12	20 前後	
予約受付期間(自由予約)		予約受付期間(自由予約)			夜間休館日 通知	

各部屋のご案内

部屋	用途
多目的ホール (定員 50 名)	団体による活動をはじめとする地域の福祉保健活動といった各種イベントが開催できます。 定員数の利用に支障がないほどの椅子と机を備えております。
調理室 (定員 8 名)	ボランティア活動の一環として、 団体の皆様が大量の食事を調理することができます。 調理器具、食器類があります。(詳しくはお問い合わせください。)
ボランティアルーム (定員 15 名)	ボランティア活動をしている方々の作業、 打ち合わせ等に使用できます。 ホワイトボード、椅子と机が備えられています。
地域ケアルーム (定員 20 名)	ミーティングスペースや少人数での会合などとしても使用できます。 ホワイトボード、椅子と机が備えられています。

- ※ トイレは1階・2階・地下にあります。
- ※ 乳幼児用オムツ台は2階と地下多目的トイレにあります。
- ※ 館内は土足のままご利用いただけます。
- ※ お部屋の見学については事前にご連絡をお願いします。
- ※ 定員人数を超えてのご利用はご遠慮ください。
- ※ 多目的ホールの棚には荷物を置かないでください。
- ※ 針をご利用になる際は、ご利用になる前に持参された本数をご確認ください。
また、お帰りになる際にも本数をご確認いただいてからお帰りください。
お子様もご利用になりますので、安全のため、ご協力の程、よろしくお願い致します。
- ※ 貸し出しの備品(おもちゃ・マットなど)については上記以外にもあります。
詳しくはお問い合わせください。

横浜市篠原地域ケアプラザ 2 階案内図



当日の部屋利用について

当日は、受付窓口にお越してください。

「会場利用報告書」「消毒セット」をお渡しします。

利用終了後、「会場利用報告書」に利用人数と各チェック項目に、確認・記入をお願いします。

清掃、忘れ物の確認後、事務所に内線し、点検を受けてください。

「会場利用報告書」「消毒セット」を事務所に返却・提出をお願いします。

ご利用中は下記項目を必ず守ってください。

1. 利用者の自主管理となっています。
2. 利用時間には、準備・片付け等の時間も含まれています。
3. 利用終了時間の「15分前」には、清掃・消毒等をお願いします。
また、空調の電源 OFF や窓閉めなどもお願いします。
4. 利用中に出了ゴミはお持ち帰りいただくようお願いいたします。
5. 貸出時間中に、やむを得ず職員が立ち入る場合がございます。
6. 調理器具、食器、施設の備品などの破損時は、早急にご連絡ください。
7. 貸出備品(おもちゃ・マットなど)の使用前後の消毒は、各団体で行っていただくようお願いいたします。
8. ボランティアルームでのロッカー使用時は、他のご利用者と声をかけ合ってのご使用をお願いします。
9. 他団体の活動を妨げる行為は、ご遠慮ください。

●お願い

地域ケアプラザは横浜市の施設です。各部屋ともマナーを守り、

次の利用者の方が気持ちよく利用できるよう、

利用後は必ず清掃を行ってから退出してください。

万が一、利用中にお部屋または備品に破損が生じた場合や、

嘔吐物他で汚してしまった場合にはすぐに受付までお知らせください。

違法行為の実施、利用上の注意点が守られなかった場合には、次回から会場の貸し出しをお断りする場合があります。

利用上の注意

ご利用いただく前に必ずお読みください。

1. 施設利用上の注意事項

地域ケアプラザ(以下「ケアプラザ」と言います。)は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

2. 主な一般的な注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間(原則午前9時から午後9時まで。
ただし、日曜・祝日は午前9時から午後5時まで)を遵守してください。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が事務室へお声かけいただき、
利用を開始してください。
- (3) 利用後は、後片付けと原状復帰を行った上で、利用時間内にケアプラザ職員の確認を受けてください。
- (4) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用してください。
- (5) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (6) ケアプラザ敷地内は、全館禁煙です。
- (7) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (8) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。
- (10) 来館の際は、公共の交通機関でお越しください。機材の搬入等で車で来館される際は、搬入・搬出は安全を確保した上で速やかに行うようにしてください。

3. 損害の賠償について

- (1) ケアプラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- (2) 設備又は利用した物品を故意または重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者に弁償していただく場合があります。

4. 禁止事項

- (1) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- (2) 身体障害者補助犬法に定める補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- (3) 火気等危険物の持ち込み利用すること。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

1. 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為(障害者施設等の物販を除く)
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。
その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。
(講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません)

2. 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 危険を伴う活動
- (3) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (4) 飲酒及び喫煙

3. その他

- (1) 危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき。
- (2) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (7) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。
- (8) 第三者への貸与及び施設貸し出しの権利の譲渡と認められるとき。
- (9) 「横浜市暴力団排除条例」(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条)第9条第2項に抵触するおそれがあるとき。

《 お問い合わせ 》

篠原地域ケアプラザ

〒222-0022 横浜市港北区篠原東 2-15-27

TEL: 045-423-1230 FAX: 045-423-1257

【 貸館窓口 】

受付時間：月曜日～土曜日 9:00 ～ 18:00
日曜日・祝日 9:00 ～ 17:00

※第3月曜(祝日の場合、翌日の火曜日)と年末年始(12/29～1/3)は、
休館日となります。

※月曜～土曜の18時以降は事前予約のない日は閉館している場合がございます。

【 相談窓口 】

TEL: 045-423-1270

受付時間：月曜日～土曜日 9:00 ～ 18:00
日曜日・祝日 9:00 ～ 17:00

※上記以外の時間帯は、相談専用コールセンターへ転送されます。

【 ホームページ 】

<http://www.yokohamashakyo.jp/shinohara/>

